

令和6年度 福島イノベ倶楽部研修会

企業立地課の事業紹介

令和7年2月12日(水)

この資料は令和6年度の概要説明資料の抜粋です。
 来年度（令和7年度）の内容については、経済産業省へお問い合わせください。

（国制度） 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

		地域経済効果立地支援事業	
製造・サービス業等立地支援事業		1 福島国際研究都市構想（イノベ構想）の重点推進分野に資する事業	2 避難指示区域等における住民の自立・帰還や産業立地の促進等に資する事業
対象事業（業種）	製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等	福島イノベ構想の重点推進分野 ※1 ①廃炉 ②ロボット・ドローン ③エネルギー・環境・リサイクル ④農林水産業 ⑤医療関連 ⑥航空宇宙	全産業 ※1
対象施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、植物工場・陸上養殖施設、社宅、機械設備、知事特認施設	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、社宅、機械設備、その他施設	
対象地域	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域	浜通り等15市町村の区域	浜通り等12市町村の避難指示等があった区域
補助金額	3千万円～30億円（第三者委員会の評価が特に高い案件は50億円※2）		
補助率	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内	大企業：4/5以内 中小企業：9/10以内	大企業：3/4以内 中小企業：4/5以内
対象経費	用地（土地取得費・土地造成費）、建屋、設備		
要件	①雇用要件	①雇用要件 ②経済効果要件	①雇用要件 ②経済効果要件

※1 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業 等を除く。
 ※2 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除く。

○事業概要・目的

企業の移転に係る経費の一部を支援することで、本県への本社機能移転を促進し、県内就職を希望する人材の働く場の創出に繋げ、産業人材の確保及び地元雇用の創出を図るもの。

○事業内容

1 地方拠点強化推進事業

企業訪問やパンフレット等作成による広報・PR活動

2 (新)本社機能移転促進事業費補助金 ※事業の詳細については、担当課までお問合せください。

(1) 補助額等：本社機能移転に係る新設・増設又は購入に要する経費(※土地取得費用は除く)

補助率：投下固定資産額×10% 補助上限：100,000千円/社

(2) 交付要件：下記①、②のいずれかに該当し、以下の交付要件を満たすこと。

①移転型：県外から県内に新たに本社機能等を移転した場合

②拡充型：県外事業所等を集約し、新たに県内事業所を本社機能として拡充する場合

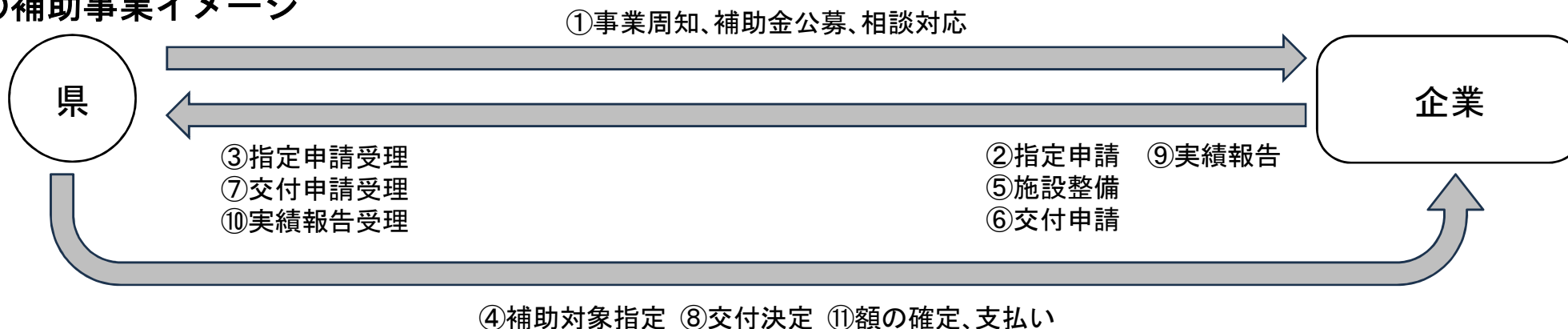
<交付要件>

投下固定資産額 3,500万円以上(中小企業の場合 1,000万円以上)

従業員雇用増加 5人以上(中小企業の場合 1人以上)

(3) 対象経費：施設工事費、機械設備費、備品購入費、社宅等取得・整備費用等

○補助事業イメージ



○事業概要

県内における女性の定着を促すため、企業によるオフィス等の新たな拠点づくりを促進させ、女性の「働く場」を創出するとともに、県内産業の活性化を図る。

○事業内容

(1) 概要

企業が県内に新たにオフィス等を設置し、県内在住の女性を新規雇用する場合に費用の一部を支援

(2) 補助要件

- ・ 県内居住の女性を1人以上正規職員で新規雇用すること。
- ・ 新設オフィス等には、被雇用者を大企業は5人、中小企業は2人以上配置すること。
(女性新規雇用者を含む人数)
- ・ 既存企業(事業開始5年以上)によるオフィス等の新たな設置であること。

(3) 対象業種

日本産業分類上のE「製造業」、G「情報通信業」、L「学術研究、専門技術サービス」

(4) 補助対象経費

- ・ 女性の新規雇用分の人件費
- ・ オフィス等の賃貸費用(買取の場合を除く)

(5) 補助上限(最大2年間)

- ・ 人件費 上限30万円/女性の新規雇用1人あたり
→ 5名分を上限とするが、年度末までに「えるぼし認定」又は「次世代育成支援企業認証」を取得した場合は10名分を上限
- ・ 賃借料 上限200万円/年

(6) 本事業の支援金の使途

女性が働き続けられる魅力的な環境づくりの推進に資する経費
(新規雇用した女性の意見を取り入れたもの)